

3月31日(木)締切

新型コロナウイルス感染症の影響による ①国民健康保険税、②後期高齢者医療保険料、③介護保険料の減免

問①保険課国保加入係 ☎内線2382、②保険課高齢者医療係 ☎内線2384、③介護保険課 ☎内線2687

納付が困難な方を対象に、令和3年度分(納期限が令和3年4月1日～4年3月31日)の保険税・保険料の全部または一部を減免します。

対象となる方

- A 同感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯(③は65歳以上の方)⇒対象となる保険税(料)の全額を免除
 - B 同感染症の影響で主たる生計維持者の事業収入等(給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入)の減少が見込まれ、以下のすべてに該当する世帯(③は65歳以上の方)⇒全額または一部を減額
 - ・前年に比べて事業収入等のいずれかが3割以上減少する見込み(保険金、損害賠償などにより補てんされる金額がある場合は控除後の金額)
 - ・減少が見込まれる事業収入等以外の前年の合計所得金額が400万円以下
 - ・①②は前年の合計所得金額が1,000万円以下
- 申 3月31日(木)(必着)までに必要書類を直接または郵送で①「〒181-8555 保険課国保加入係」(市役所1階9番窓口)、②「〒181-8555 保険課高齢者医療係」(市役所1階10番窓口)、③「〒181-8555 介護保険課」(市役所1階11番窓口)へ

令和4年度版 リサイクルカレンダーを配布中

問 ごみ対策課 ☎内線2533

市内の全世帯に順次配布しています。ごみ・資源物の収集日程や、出し方の確認にお役立てください。3月中旬ごろまでに手元に届かない場合や、異なる収集地区のものが届いた場合は、同課へご連絡ください。



所得税の確定申告書は 3月15日(火)までに提出を

問 武蔵野税務署 ☎0422-53-1311

新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告が困難な方は、延長することができます。

武蔵野税務署で申告書作成会場を開設

- 日 3月15日(火)までの午前8時30分～午後4時(土・日曜日、祝日を除く)
- 所 武蔵野税務署(武蔵野市吉祥寺本町3-27-1)
- ※同署の駐車場は利用できません。

◆混雑回避のため「入場整理券」を配付します

当日会場で配付するほか、オンラインでの事前発行も可能です。期限間近は整理券の入手が困難になるため、早い時期の来署をお勧めします。

国税庁ホームページで申告書を作成できます

国税庁ホームページ [HP](https://www.nta.go.jp/) <https://www.nta.go.jp/>の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書は、印刷して税務署に提出できるほか、e-Tax(電子申告)で送信することもできます。令和3年分からは、スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すると、金額や支払者情報などが自動で入力されるようになりました。

便利なe-Taxは二つの方式から利用手続きを選べます

①マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンを使用して申告する方法です。

②ID・パスワード方式

税務署でID・パスワードを受け取ります。申告者本人が、顔写真付きの本人確認書類を近くの税務署へ持参してください。

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金 6月30日(木)まで申請期限を延長

問 三鷹市社会福祉協議会支援金担当

☎080-9501-6207(平日午前9時～午後4時)

同協議会の総合支援資金の再貸し付けをすでに受けているなどの理由により、緊急小口資金などの特例貸付を利用できない世帯を対象に、就労による自立を図るための支援金を支給しています。自立支援金の支給をすでに受けた方も、最大3カ月間の再支給が可能となりました(一定の要件あり)。詳しくはお問い合わせください。

◆支給額(月額) 単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円

◆支給期間 申請月から3カ月間

令和4年度の軽自動車税(種別割)

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在登録のあるバイク、軽自動車、小型特殊自動車などに課税されます。車両の購入、廃棄、譲渡、移転などがあつた方は、3月中に手続きをしてください。手元に車両がなくても、廃車手続きをするまで課税されますので、ご注意ください。

申 問 排気量が125cc以下のバイク・小型特殊自動車・ミニカー＝市民税課(市役所2階26番窓口) ☎内線2355、排気量125cc超のバイク＝東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所(国立市北3-30-3) ☎050-5540-2033、四輪軽自動車＝軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所(府中市朝日町3-16-22) ☎050-3816-3104へ

原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車の税率(年額)

区分	税率	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	90cc以下	2,000円
	125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)	3,600円	
二輪の小型自動車(250cc超)	6,000円	
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	そのほか	5,900円

三輪車、四輪以上の軽自動車の税率(年額)

区分	①標準税率	②重課税率	③旧標準税率		
三輪車	3,900円	4,600円	3,100円		
四輪以上	乗用	営業用	6,900円	8,200円	5,500円
		自家用	10,800円	12,900円	7,200円
	貨物用	営業用	3,800円	4,500円	3,000円
		自家用	5,000円	6,000円	4,000円

- ①＝初めて車両番号の指定を受けた日が平成27年4月1日以後の車両(軽課税率の適用(下記)を受けるものを除く)
- ②＝初めて車両番号の指定を受けた月が21年3月以前の車両
- ③＝①②以外の車両

◆軽課税率の適用

初めて車両番号の指定を受けた日が令和3年4月1日～4年3月31日の三輪以上の軽自動車のうち、排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、その性能(各燃費基準の達成状況)に応じて、4年度に限り下表の軽課税率(年額)が適用されます。

区分	75%軽減	50%軽減	25%軽減		
三輪車	1,000円	2,000円	3,000円		
四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円		
	貨物用	営業用	1,000円		
		自家用	1,300円		

※各燃費基準の達成状況は自動車検査証の備考欄に記載されています。軽課税率の適用基準については、市ホームページをご覧ください。